

平成20年(行コ)第4号 公文書不開示処分取消等請求控訴事件

控訴人 官部 慎太郎

被控訴人 鳥取 県

## 第1 準備書面

平成20年10月9日

広島高等裁判所 松江支部 御中

被控訴人訴訟代理人弁護士 寺 垣 琢 生



同 本 田 幸 則



### 第1 控訴理由に対する認否

#### 1 控訴理由第1について

(1) 第1段落記載の事実については否認する。

部落解放同盟鳥取県連合会は、その規約によれば、「本会に加入する部落住民・部落出身者を同盟員とする。」とされている。

よって、部落解放同盟の会員は、同和地区出身者と一般に認知されている。

(2) 第2段落については認める。

企業連主催の研修への参加者が、同和地区出身者とみなされ、差別を受けらるおそれがあることが、文書を非開示にした理由であり、被控訴人は実際に研修に参加した者が同和地区出身者であるとの主張はしていない。

なお、企業連主催の研修については、企業連の会員・企業の役員及び従業員

が参加可能であり、同和地区出身者に限っていない。

(3) 第3段落記載の事実については不知。

2 同第2について

同第2については争う。

3 同第3について

同第3については争う。

以 上

平成20年(行コ)第4号 公文書不開示処分取消等請求控訴事件

原告 官部慎太郎  
被告 鳥取県

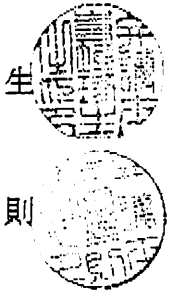
## 証拠説明書

平成20年10月9日

広島高等裁判所 松江支部 御中

被控訴人訴訟代理人弁護士 寺垣 琢 生

同 本田 幸 則



号証	標目 (原本・写しの別)		作成年 月日	作成者	立証趣旨
乙9	部落解放同盟鳥取県連 合会規約	写し		部落解放同盟鳥取県連合会 の構成員が部落 住民・部落出身 者に限られてい ること	

部落解放同盟鳥取県連合会規約

第一章 総 則

第一条 本団体は部落解放同盟鳥取県連合会と称し、事務所を鳥取市幸町一五一番地におく。

第二条 本会日、部落の完全解放、特に人権が確立された民主社会の實現をはかることを目的とする。

第三条 本会は鳥取県内において商標の目的を達成するために運動する支部をもって構成する大衆団体である。

第二章 同 盟 員

第四条 本会の構員、規約を承認し、「加盟登録規定」の手続きを経て、本会に加入する部落住民、部落出身者を同盟員とする。

第五条 同盟員は、支部に所属し、所定の同盟費をおさめ、本会の議決定に従い、かつ本会の目的達成のために積極的に活動し、総会に参加し役員を選び、また選ばれるものとする。

の額を経て、執行委員会の決定にもとづき毎年一回執行委員長が招集する。但し、県連委員会が必要と認め決定した場合、または支部の三分の一以上が決議機関の決定により請求した場合は、臨時大会を開催しければならない。

第十一条 大会は選出された代議員及び県連役員をもって構成する。代議員数及び選出方法は県連委員会で決定する。

第十二条 大会は代議員定数の三分の二以上の出席により成立し、その議事は出席した大会構成員の過半数の賛成によって決する。大会は各機関の報告を受け、運動方針その他当面の重要問題を審議決定し、執行委員会構成役員、統制委員、会計監査委員、県連委員を選出する。

第十三条 県連委員会は県連大会に次ぐ決議機関であって執行委員長が随時招集し、その決断事項については大会に対して責任を負う。

但し、執行委員会が必要と認めた場合または県連委員の三分の一以上の請求があった場合は速やかに開かなければならない。

第十四条 県連委員会は県連役員をもって構成し、県連

第三章 組 織

第六条 本会の組織は支部であり、支部は部落を単位として支部規約準則に従って五世帯・五人以上の同盟員をもって組織する。

第七条 支部を組織するときは、支部員名簿、支部役員名簿及び支部規約を本会に提出し、本会並びに中央本部の承認を要する。

第八条 本会の活動と密接を一層緊密にするために、連絡協議機関として東部・中部・西部の三地区協議会を設け、また、市町村単位の協議会を設けることができる。

第四章 規 則

第九条 本会に次の機関を置く。

- 1 大会
- 2 県連委員会
- 3 執行委員会
- 4 統制委員会
- 5 会計監査会

第十条 大会は本会の最高決議機関であって県連委員会

委員定数の過半数の出席により成立し、その議事は出席構成員の過半数の賛成によって決する。

但し、統制委員、会計監査委員は議決権を有しない。

第十五条 執行委員会は大会及び県連委員会の議決定を執行し、その執行については大会並びに県連委員会に対して責任を負うものとする。

但し、緊急事項については審議し執行すること出来る。

第十六条 執行委員会は本会の執行機関であって執行委員長、執行副委員長、書記長、会計、執行委員をもって構成し（書記次長を含む）、必要に応じて執行委員長が随時これを招集する。

第十七条 執行委員会のもとに書記局をはじめ必要が部門その他設ける事ができる。その構成員は執行委員会の決定にもとづき執行委員長が任命する。

第十八条 統制委員会は、統制委員長、統制委員をもって構成し、必要に応じて統制委員長が招集する。統制委員長は、統制委員の互選により選出する。

但し、統制委員長が事故あるときは、統制委員の互選により代理をおくことができる。統制委員会は、執行委員会の拘束により、本会の規律に違反する行為等

第三十一年 本規約の施行期日は執行委員会が決定する

第三十條 本規約は大会で決定されると同時に効力を発する。

第二十九條 本会の規約は大会において出席した構成員の三分二以上の賛成がなければ改正することはできない。

第八條 則

第二十八條 退任委員が裁制処分を受けた者加不届の場合同事と出資する。

第二十七條 本会の機関の決定に従わなければならない重大な組織変更行為のある支店もしくは協議会に對して、果達委員会の決定により、組織解散、機関併合、機関復活、合併、その他の組織統制処分を行ない、承認することと出来る。

第二十六條 本会の名譽を汚損し、規約に違反し、機関の決定に従わぬ行為ある同盟員は、停職停止、復職停止、除籍撤消、或はその他の統制処分を行ない、また解除することができる。

第七條 規

第二十一條 執行委員長は本会を代表し、本会の諸活動を実施管理する。執行副委員長は執行委員長を補佐し、書記長は事務局を掌理し執行委員会の議事を得て日

第二十二條 本会に次の役員を置く。

- 執行委員長 一名
- 執行副委員長 若干名
- 書記長 一名
- 会計 一名
- 執行委員 若干名
- 監事委員 若干名
- 総務委員 若干名
- 会計監事委員 若干名

第五條 規

第十九條 会計監事委員会は本会の会計事務の監督、監理を必置とする。

名義分については中央統制委員会に報告し、監事、監理委員会に報告し、承認を得るものとする。但し、を審査し、それに知する処分を決定して課税大会及び

第三十三條 支部及び協議会規約は本規約に準ずるものとする。

第二十五條 本会の干渉及び採算は大会の承認を受ける。監事委員会の議決により定める。

第二十四條 本会の経費は、同盟費、募集費、寄附金及びその他の収入によつてまかなう。同盟費の額は

第六條 會 則

第二十二條 退任委員の任期は次回定期大会までとする。但し再任は容れず。

第二十三條 監事委員会の決定により顧問を要するに及ぶ。顧問は執行委員会の諮問に依りて助言するものとし、要する限りにて選任することと出来る。

第二十四條 本会の会計問題を處理する。会計は本会の会計問題を處理する。

第二十五條 本会の会計事務を監査する。監事委員会は、本会の会計事務を監査する。

第二十六條 本会の会計事務を監査する。監事委員会は、本会の会計事務を監査する。

第二十七條 本会の会計事務を監査する。監事委員会は、本会の会計事務を監査する。

平成20年(行コ)第4号 公文書不開示処分取消等請求控訴事件

原告 官部慎太郎  
被告 鳥取県

## 証拠説明書

平成20年10月9日

広島高等裁判所 松江支部 御中

被控訴人訴訟代理人弁護士 寺垣琢生

同 本田幸則



号証	標目 (原本・写しの別)		作成年 月日	作成者	立証趣旨
乙6	部落解放同盟鳥取県連合会規約	写し		部落解放同盟鳥取県連合会	部落解放同盟鳥取県連合会の構成員が部落住民・部落出身者に限られていること